

法人 チューリッヒ日本人学校 校納金

法人チューリッヒ日本人学校運営規則第 1 1 条に基づき、校納金を次の通り定めます。

		1 学期	2 学期	3 学期	年 間	入学金
全日制 (小・中学部)		2'700.00	3'300.00	2'030.00	8'030.00	1'000.00
補習校	小中部	570.00	870.00	570.00	2'010.00	400.00
	国語クラス	530.00	790.00	530.00	1'850.00	
	幼稚部	475.00	720.00	475.00	1'670.00	
	国際部	530.00	790.00	530.00	1'850.00	
	高等部	575.00	880.00	575.00	2'030.00	

1. 入学金

- (1) 入学金は、入学・編入学の際にお支払いいただきます。全日制と日本語補習校間の編入の際は、入学金差額をお支払い下さい。
- (2) 入学許可を得た後、請求書に記載された支払い期日までにお支払いください。お支払い後の返却は行いません。
- (3) 法人日本人学校会員は、上記の半額となります。
- (4) 1 家庭 3 人以上の在籍者が生じた場合、3 人目の在籍者から入学金が免除になります。
- (5) 入学時に本校在籍が半年に満たないことが予めわかっている子女が本校に入学する際、定められた入学金の半額を免除するものと定めます。但し、他の免除規定との併用は認めません。

2. 授業料

- (1) 授業料は、各学期ごとの請求書に記載された支払い期日までにお支払いください。
- (2) 中途編入学者は、年間授業料を基とした日割計算の上、お支払いいただきます。
なお、1 日当たりの授業料は、年間授業料を学校規定の年間最大授業日数で除算して算出することとします。
- (3) 1 家庭 3 人以上の在籍者が生じた場合、3 人目の在籍者から授業料が半額になります。
- (4) 休学中の授業料については、校納金で定めるところの半額を収めるものと定めます。
- (5) 学期途中で退学する場合は、退学までの日数が学期授業日数の 1/2 に満たない場合のみ、納入された授業料の半額を返金します。ただし、途中入学者にはこれを適用しません。

3. 支払い方法

所定の銀行口座にお振込ください。なお、郵便局窓口での入金、学校側に手数料がかかります。振込みの際は、他の方法での入金をお願いいたします。

納入期日を過ぎてもお支払いいただけない場合は、督促にかかる手数料を別途請求いたします。詳細は別紙「法人チューリッヒ日本人学校校納金督促要領」をご覧ください。

銀行名	CREDIT SUISSE AG
振込先	JAPANISCHE SCHULE IN ZÜRICH
IBAN	CH84 0483 5012 1026 7000 1

4. 各種手数料

チューリッヒ日本人学校全日制及び日本語補習校が発行する「授業料納入証明書」「成績証明」「在学証明」など各種証明書は 1 通につき、7 フランの手数料をお支払い下さい。

<ご注意> 法人チューリッヒ日本人学校定款第 6 条に基づく「会費」は、「授業料・入学金」とは異なります。

法人チューリッヒ日本人学校 校納金督促要領

- 第1条 この要領は、運営規則第11条（入学金・授業料）に定められる校納金を、請求書に記載された納入期日までに納付しない児童生徒の代表保護者に対する督促方法について定めることを目的とする。
- 第2条 学校事務局責任者は、未納者に対し、督促をおこなう。第一回目の文書による督促をしてもなお校納金が納付されない場合は、督促手数料 20 スイスフランを含めた未納金額を第二回目の文書にて督促する。
- 第3条 学校は、当該未納者の申し出により、必要に応じて校納金支払い方法を含めた督促指導を行う。なお、すべての督促・指導は原則、日本語でおこなうものとする。
- 第4条 第2条・第3条に規定する督促及び指導をしても、なお校納金が納付されない場合は、公的機関（Betreibungsamt）に督促手続きを申請するものとする。
- 第5条 第3条をもってなお校納金の支払いがなされない場合は、当該児童生徒の学籍を除くものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 2 月 28 日 制定

Mahnung und Betreuung

- Wer die Beitragsrechnung nicht pünktlich bezahlt, verursacht einen administrativen Mehraufwand. Als Entschädigung dafür erhebt die Japanische Schule in Zürich eine Mahngebühr.
- Auf jeder Schulgeldrechnung ist die Zahlungsfrist angegeben. Erfolgt die Zahlung nicht fristgerecht, wird eine Mahnung mit erneuter Zahlungsfrist verschickt. Erfolgt die Zahlung erneut nicht, wird eine kostenpflichtige zweite Mahnung verschickt. Für die zweite Mahnung erhebt die Japanische Schule in Zürich eine Mahngebühr von CHF 20.00.
- Bei frühzeitig gemeldeten Zahlungsschwierigkeiten prüft die Japanische Schule in Zürich einen Ratenplan. Alle Mahnungen und Anweisungen werden auf Japanisch gestellt.
- Bleibt die Zahlung trotzdem aus, wird die Betreuung eingeleitet.
- Eine Betreuung zieht einen sofortigen Schulausschluss des Schülers / der Schülerin nach sich.